

メガソーラーの建設について、立地条件の明確化など 制度の整備を求める意見書

地球温暖化対策や東日本大震災以降の電力供給不足などから、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに大きな期待が寄せられている。

こうした中、平成25年6月に成田市内印旛沼隣接地において、事業者から地元区に対して、メガソーラー建設についての事業説明があり、建設用地造成については、埋立て、盛土が過大に計画されていること、また、搬入土には、千葉県及び市では認められていない改良土が使用される計画であることから、土壌汚染、水質汚濁、地下水汚染など、日常生活や農業への影響が懸念されるとの理由により、地元の区において住民の9割を超える反対があった。

このメガソーラー自体には再生可能エネルギーとしての役割はあるが、その設置にあたっては、地域住民や農業への影響など周辺環境に与える影響について考慮する必要がある。

よって、国及び県においては、メガソーラーの建設について、地域と共生を図れるよう、立地条件の明確化など制度の整備を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日

千葉県成田市議会